

調査基準価格設定業務の入札に関する説明書（電子入札案件）

1 調査基準価格の設定

低入札価格調査制度により入札を実施する業務については、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かについて調査をする場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ設定します。

2 積算内訳書の提出

調査基準価格を設定した業務の入札に参加される場合は、当該入札金額に対応した積算内訳書（種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。）を入札公告等の手順に従い、提出してください。

（1）積算内訳書の作成方法

① 表紙

積算内訳書の表紙を作成し、件名、入札者の所在地、商号、代表者の職名・氏名を記載してください。

設計共同体で参加される方は、当該設計共同体の名称、代表構成員の所在地、商号、代表者の職名・氏名を記載してください。

② 内容

積算内訳書に記載する内訳項目は、業務担当課が委託仕様書内で別途指定します。原則として、委託業務費、諸経費の区分ごとに記載したもので、項目及び金額のみ記載したものとします。

（2）積算内訳書の作成に関する注意事項

積算内訳書に記載されている内訳項目は、当該業務を適切に履行する上で市が必要経費として位置付けているものです。経費の未計上、項目の削除等することなく、業務担当課が委託仕様書内で別途指定する内訳項目のとおり、全て記載してください。

特に、次の事項を十分注意した上で、積算内訳書を作成してください。

① 積算内訳書の金額について、値引き、計算誤り、経費の計上漏れがないこと。

② 「ゼロ計上」は行わず、金額を記載すること。

③ 業務担当課が委託仕様書内で別途指定する内訳項目は、内訳として市が必要と定めた項目であるため、積算内訳書については、業務担当課が委託仕様書内で別途指定する内訳項目のとおり全ての項目を記載すること。項目の記載漏れ、記載誤り、内訳書の添付漏れ等がないこと。

④ 積算内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が入札金額と一致すること。端数処理も行わないこと。

⑤ 積算内訳書は、専門業者から見積りを徴収するものを除き、自らの責任で積算したものであること。

3 積算内訳書の確認について

積算内訳書の確認は開札後に行います。一旦落札決定を保留し、最低の価格をもって入札を行った者（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者をいう。以下同じ。）の積算内訳書を確認し、適切な積算がなされていない場合や、入札参加者と異なる者の名称等の記載がある場合等の無効要件に該当する場合は、当該業者の入札を無効とします。無効になった場合は次順位者の積算内訳書について同様の確認を行います。確認の結果、無効要件に該当しない者を落札者とし、次順位者以降の確認は行いません。

4 低入札価格調査制度について

当該入札において最低の価格をもって入札を行った者が、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った場合、低入札価格調査を行い、落札者とするかどうか決定します。したがって、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があります。

調査を行うこととなった場合、当該入札者には契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを積極的に説明していただきます。調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合には落札者としません。また、調査に協力しない場合も、同様に判断します。

なお、低入札価格調査については、堺市建築設計業務低入札価格調査試行実施要領の規定に基づき、一次調査及び詳細調査を実施します。